



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県法規集掲載事項)

○ 人事委員会規則

- *19 人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則
- *20 和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則
- *21 職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則
- *22 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- *23 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- *24 職員の特勤勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- *25 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- *26 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第19号

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則(昭和27年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第13号に次のように加える。

ホ 農林漁業普及指導手当に関する規則(平成17年和歌山県人事委員会規則第18号)

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第20号

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県人事委員会規則

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年和歌山県条例第50号)の施行に関し、和歌山県人事委員会に係る行政手続等を情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年和歌山県規則第28号。以下「利用に関する規則」という。)の規定の例による。この場合において、利用に関する規則第3条中「別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定」とあるのは、「和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第6条第1項及び和歌山県情報公開条例施行規則(平成13年和歌山県規則第92号)第15条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第21号

職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の委任に関する規則(昭和41年和歌山県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「体力検査」を「体力検査並びに実技試験」に改め、同条第2項中「前項の検査」を「前項の検査又は試験」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第22号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則(昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第2条関係)

組織	区分	職 支 給 率 %	部長又は 部長相当職		次長又は 次長相当職		課長又は課長相当職			課長補佐又は 課長補佐相当職	
			25	20	18	16	16	15	12	12	10
知事	本庁		理事 知事 危機管理 監部長	参事 審議 技監	知事 監室 局審議 室査副 出納長	公長 長監 長監	課室	長旅 長企 務画 員	室副 課室 副總 括員 主企 分画 総括 員	長副 課室 長審 議幹 員長 本員 門研 究員	課副 室長
	地方機関	共通(医科 大学及び医 科大学看護 短期大学部 を除く。) 振興局		局長	局長	参事		部副 南海 事務 ダ事務 紀流 水所 京奈 速事 長道 国橋 建設 所長	長事 環工 境事 海南 務所 所管 理所 の川 域中 下務 和流 域高 所事 務本 務所 長	副部 環境 指事 導海 南工 事所 次長 の川 中流 域下 水道 所次 長橋 本建 設所 長	海南工 事務所 次長
	東京事務所			所長		次長					
	文書館					館長			次長		
	消防学校					校長			教頭		
	防災航空センター							所長			
	鳥獣保護センター							所長			
	環境衛生研究センター		所長		次長		次長	部長			
	動物愛護センター						所長				
	消費生活センター						所長	次長			
	男女共生社会推進センター				所長		次長				
	保健所						所長	次長	支所長	支所次長	
	紀南児童相談所						所長	主任	分室長		
	仙溪学園						園長	次長			
	女性相談所						所長				
	子ども・障害者相談センター				所長			次長			
	有功ヶ丘学園				園長			次長			
	高等看護学院						副学院長 事務長	教務主幹			

和歌山県	なぎ看護学校						学 校 長			
	こころの医療センター				院 長 事務局長			副 院 長 事務局次長 診療部長	看護部長	
	精神保健福祉センター								所 長	
	子ども保健福祉相談センター						所 長			
	公営競技事務所						所 長	次 長		
	工業技術センター				所 長		副 所 長	副 所 長 部長	部 長	
	高等技術専門学校				校 長		校 長	副 校 長		
	農林水産総合技術センター				所 長		所 場 長	次 副 場 長 部長		
	農作物病害虫防除所							所 長		
	家畜保健衛生所						所 長			
	農業大学校						校 長	副 校 長		
	就農支援センター						所 長			
	ふるさと定住センター						所 長			
	近畿自動車道紀南高速事務所						所 長	次 長		
	和歌山下津港湾事務所				所 長			次 長		
	南紀白浜空港管理事務所						所 長	次 長		
	医科大学		事務局 長	事務局 次 長	看護部 長	課 室 長	薬剤部 長 図書館 長 企画 長	副 課 室 長 主 事 相 談 員 技 師 副 部 長 看護 副 部 長	課 室 長 幹 員 長	副 課 室 長
	医科大学附属病院紀北分院			事 務 長			事務次 長	看護部 長		
	医科大学看護短期大学部					室 長				
	県 議 会		事務局 長	事務局 次 長		課 長		副 課 長	副 課 長	
	教育委員会	本 庁		局 長	参 事	課 教 育 企 画 員	教育企 画 員	室 副 課 室 長 副 課 室 長 主 事 相 談 員 技 師 副 部 長 看護 副 部 長	課 室 長 幹 員 長	副 課 室 長
		地方機関			所 長			副 所 長 教育相 談 室 幹 員		
		体育館					館 長			

	武 道 館						館 長			
	図 書 館				館 長			副 館 長 紀南図書館 総 括 司 書 セ ン タ ー 主 幹		
	近代美術館				館 長			副 館 長		
	博 物 館				館 長			副 館 長 主 幹		
	紀伊風土記 の丘						館 長	副 館 長		
	自然博物館				館 長			副 館 長 主 幹 専 門 員		
	県 立 学 校							事 務 長		事 務 長
警 察	本 部					課 長 学 捜 査 室 研 究 所 長 監 察 官 長 交 通 管 制 セ ン タ ー 長 運 転 免 許 試 験 場 長	次 長 副 所 長			
選 管 理 委 員 会	本 庁					事 務 局 長		事 務 局 次 長		
	地 方 機 関	分 局					分 局 長			
監 査 委 員				事 務 局 長		課 長		副 課 長 主 幹		
人 事 委 員 会				事 務 局 長		課 長		副 課 長		
労 働 委 員 会				事 務 局 長		課 長		副 課 長		
海区漁業調整委員会									事 務 局 長	

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第23号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1ア行政職給料表級別標準職務表中

11 級	1 本庁の部長の職務
	2 困難な業務を行う本庁の部に置かれる局の
	3 困難な業務を行う本庁の事務局長又は審議
	4 特に困難な業務を行う参事の職務
	5 特に困難な業務を行う大規模な地方機関の

長の職務
監の職務

を

長の職務

11 級

- 1 本庁の部長の職務
- 2 困難な業務を行う
- 3 特に困難な業務
- 4 特に困難な業務

務

う本庁の事務局長又は審議監の職務
を行う参事の職務
を行う大規模な地方機関の長の職務

に改め、同表備考第

1項第4号中「(同規則第22条に規定する地方教育事務所を除く。)」を削り、同表備考第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同表備考第3項第4号中「和歌山県教育研修センター」を「和歌山県教育センター学びの丘」に改める。

別表第1エ医療職給料表(2)級別標準職務表中

5 級	1 保健所の課長の職務
	2 家畜保健衛生所の課長の職務
	3 薬局長又は技師長の職務
	4 大規模な医療機関の技師長代理の職務
	5 主任の職務
	6 困難な業務を行う主査の職務
6 級	1 家畜保健衛生所の次長の職務
	2 困難な業務を行う保健所の課長の職務
	3 困難な業務を行う家畜保健衛生所の課長の職務
	4 困難な業務を行う薬局長又は技師長の職務
	5 困難な業務を行う大規模な医療機関の技師
	6 困難な業務を行う主任の職務
7 級	1 家畜保健衛生所の長の職務
	2 大規模な医療機関の技師長及び薬剤部長代
	3 総括専門員の職務

職務 の課長の職務 長の職務
う主査の職務 の次長の職務 関の薬剤部長代理又は技師長代理の職務 う保健所の課長の職務 う家畜保健衛生所の課長の職務 う薬局長又は技師長の職務 う主任の職務
の長の職務 関の技師長の職務 務

に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

職務 長代理の職務 理の職務	を	5 級	1 保健所の課長の 2 家畜保健衛生所 3 薬局長又は技師 4 主任の職務 5 困難な業務を行
		6 級	1 家畜保健衛生所 2 大規模な医療機 3 困難な業務を行 4 困難な業務を行 5 困難な業務を行 6 困難な業務を行
		7 級	1 家畜保健衛生所 2 大規模な医療機 3 総括専門員の職

和歌山県人事委員会規則第24号

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当に関する規則（昭和58年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

	公 署	所 在 地	級 別 区 分
海 草 郡	鳥獣保護センター	野上町国木原381	1級地
	動物愛護センター	野上町国木原372	
有 田 郡	有田振興局建設部清水駐在所 二川ダム管理事務所 有田中央高等学校清水分校	清水町清水297の3 清水町二川510の9 清水町清水1028	2級地
	有田振興局建設部広川出張所	広川町下津木1619の6	
日 高 郡	椿山ダム管理事務所	美山村初湯川1874	2級地
	西牟婁振興局建設部龍神駐在所	龍神村安井65の19	
西牟 婁郡	畜産試験場養鶏研究所	中津村船津1090の1	1級地
	畜産試験場	すさみ町見老津1	
東牟 婁郡	七川ダム管理事務所	古座川町佐田1016	3級地
	企画部計画局地域振興課分室 西牟婁振興局建設部本宮駐在所	本宮町本宮219 本宮町本宮254の4	
	ふるさと定住センター	古座川町直見212	

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第25号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「警察本部地域指導課」を「警察本部地域執行課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年3月24日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第26号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「旅券事務長」を「総括審議員
旅券事務長」に改め、同部地方機関の款振興局の項中「地域
農業改良普及センター所長 地域農業改良普及センター次長

海南工事事務所長」を「海南工事事務所長」に改め、同款工業技術センターの項中「分場長 センター長 部長」を「部長」に改め、同項の次に次のように加える。

工業用水道管理センター	所長
-------------	----

別表教育委員会の部本庁の項中「主任」を「主任、分室長」に改め、同部地方機関の款地方教育事務所の項を削り、同款中「教育研修センター(紀南教育研修所を含む。)」を「教育センター学びの丘」に、「副所長」を「副所長 教育相談室長」に改め、同款図書館の項中「副館長」を「副館長 紀南図書館長」に改め、同款紀伊風土記の丘の項中「館長」を「館長 副館長」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。